

令和3年度庁外施設定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

庁外施設定期監査

2 監査実施期間

令和3年9月1日（水）から10月19日（火）まで

3 監査の対象

令和2年度の財務に関する事務の執行状況及び財産・物品の管理状況

4 監査対象施設及び日程表

別添「令和3年度庁外施設定期監査日程表」のとおり

5 監査の実施内容及び着眼点

庁外施設定期監査は、令和2年度の財務に関する事務の執行状況及び財産・物品の管理状況について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、適正かつ効果的に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているか等について、以下の各項目を着眼点として実施した。

- (1) 施設の管理及び運営は適正に行われているか。
- (2) 契約の締結及び履行の確認は適正に行われているか。
- (3) 現金の保管・取扱い及び財産・物品の管理は適正に行われているか。
- (4) 事務事業は合理的かつ効率的に運営されているか。
- (5) 従前の指摘事項が是正されているか。

6 監査の方法

監査事務局職員による書類調査及び監査委員による説明聴取の方法により監査を行うとともに、施設を視察し、管理状況について監査を実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

- (1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

計算誤りにより、会計年度任用職員に年次有給休暇を多く付与し残数に誤りがあつたため、報酬の支給額に誤りが生じたものがあつた。

(保育課：原町保育園、八雲保育園)

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

会計年度任用職員について、定期券等の調整や入力に誤りがあり、旅費の支給額に過払いが生じたものがあつた。

(保育課：八雲保育園)

(3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

謝礼について、法定調書が作成されていないものがあつた。

(生涯学習課：緑が丘文化会館)

(4) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 契約予定価格が5万円以上のため、2者から見積書を徴取したが、不採用の見積書が保存されていないものがあつた。

(子育て支援課：烏森住区センター児童館)

イ 工事契約の仕様書では、作業前後の写真を提出することとなっていたが、提出されていないものがあつた。

(生涯学習課：緑が丘文化会館)

2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 共通事項

ア 新型コロナウイルス感染症対策に係る工夫等について

2年2月に区内で感染者が発生して以来、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）対策に取り組んできた。

各施設においては、国及び都のガイドラインや方針、区の措置等に合わせ、子育て支援課、保育課及び生涯学習課で定めた、「対応マニュアル」、「各園で必ず取り組むこと」及び「利用者ガイドライン」により、各施設の状況等を踏まえてコロナ対策上の工夫が図られていた。

児童館・学童保育クラブでは、休館、利用自粛、人数制限、利用予約枠設定、イベント中止等があつた。そうした中、児童館から対象地域の小学校向けに紙工作の素材と作り方などを提供し、工作の楽しさを発信する例もあつた。

保育園では、園児の年齢上の特性及び施設の状況等を踏まえ、どのような場所

でどのような保育活動をすれば、三つの密を避けつつ園児の行動把握ができるかを考え、活動場所の変更等を行っていた。

社会教育館等では、窓がない等の理由による研修室等利用休止、利用人数や活動内容の制限、館まつり中止もあった。そうした中、換気確保のため、計器で測定し空気の流れの確保等を行っていた。

コロナ対策としての施設利用の中止や制約等は、活動を希望する区民にとっては解消を望みたいところでもある。各施設においては、状況に応じて検討を重ねてきた結果であることを丁寧に説明していくことも肝要であり、取組紹介の工夫についても努められたい。

(子育て支援課、保育課、生涯学習課：各施設)

イ 危機管理について

各施設では、整備した危機管理マニュアル等に基づき、災害時や非常時の体制整備、各種訓練の実施等に取り組み、地震・水害・火災対策や防犯・不審者対策など危機管理に努めていることがうかがえた。

また、日々の取組として、児童館・学童保育クラブ及び保育園では、ヒヤリハットの事例について、短時間での打合せや、日誌等の回覧により、職員間で情報共有し、事故の回避に努めていた。緑が丘文化会館では、別館の児童館・学童保育クラブを含めた複合施設であることから、多様な来館者に言葉を掛けて信頼感を高めるように努めていた。こうした取組を幅広く生かすため、施設内での職員間の危機管理に係る迅速な情報共有について、電子的な活用も含めた拡大の方策や、各施設での工夫事例を横断的に施設所管課で集約し共有し活用していく方法についても検討されたい。

引き続き、災害時等に際しての対応力の充実とともに、更なる安全確保につながる日ごろからの行動の励行に努められたい。

(子育て支援課、保育課、生涯学習課：各施設)

(2) 個別事項

ア 服務・給与事務等について

服務・給与事務等については、おおむね適正な事務処理がなされていた。しかし、指摘事項でも述べたように、会計年度任用職員に係る事務処理ミスが保育園で見られた。原因としては、施設長及び担当者における引継ぎや事務処理マニュアル等の理解に不十分な点があったことによるものと考えられる。

児童館や保育園などでは2年度の会計年度任用職員制度の開始に伴い、非常勤職員や臨時職員から移行した職員も多く、従前からの雇用形態、勤務形態も多様な中で取扱いが整理されている部分もあり、事務処理には細心の注意が必要となる。

服務・給与事務等は事務運営の基本であることから、ミスの繰り返しが生じないような事務の引継ぎ及び事務処理マニュアルの確認の徹底など、なお一層留意されたい。

(保育課：各保育園)

イ 契約・会計事務処理の適正化について

契約・会計事務処理については、今回の監査でも不適正な事務処理が見受けられ、そのうち、前回と同様の指摘が繰り返されたものもあった。原因としては、施設長及び担当者における引継ぎや事務処理マニュアル等の理解に不十分な点があったことによるものと考えられる。

今回の監査で指摘事項のあった所属はもとより、各施設所管課においては、不適正な事務処理が発生する原因を分析して集約化するなどし、職員の異動時や昇任時等、定期的に指導する際に活用されたい。

各施設では、マニュアル及び関係通知等文書を絶えず参照すること、ダブルチェック体制の整備等を図ることで、円滑な事務処理の遂行が求められる。今回指摘事項のなかった施設を含めて、事務処理の適正化に向けての努力を今後も継続されたい。

(子育て支援課、生涯学習課：各施設)

ウ 職員の労務管理等について

保育園は開園時間も長く、様々な勤務形態の会計年度任用職員も雇用して体制を組んでいる。児童館・学童保育クラブでも会計年度任用職員を雇用し、シフト勤務体制を組んでいる。その中で、欠員が生じる状況もあり、欠員補充に向けて、引き続き体制確保の努力が求められている。ほかにも、室内消毒等の作業の増加やコロナ対策としての出勤の見合せが急に求められることもあり、そのフォローアップ態勢を想定しながらのシフト組みという難しさも、直接処遇職場にはある。

このような環境の中でも、職員の働き方の見直しなどに資する観点から、年次有給休暇の取得促進は重要な課題である。施設の中には、目標を設けるとともに、一日単位での休みが難しい場合には時間単位での取得等、職場全体で意識的な取組を行っている例もあった。

各施設での取組の情報共有などを行いながら、より適切な労務管理等を進めるように留意されたい。

(子育て支援課、保育課：各施設)

エ 地域住民との良好な関係性について

保育園は、地域の住民と良好な関係を築きながら、その社会的責任を果たすことが求められている。そうした中、日々の送り迎え、屋外活動の時等、近隣住民

の日常生活に与える影響を低減するため、保育園では、園児及び保護者への注意喚起、施設の配置等に応じた動線確認、行事などを行う際の近隣住民への事前案内の徹底等を図っていた。また、地域との交流や連携においては、保育園が行う保育の内容を適切に説明することの大切さが、実践例を通じてうかがえた。

各施設の状況に応じた地域住民との良好な関係性維持に係る実践例を、区内で横断的に情報交換するよう努められたい。

(保育課：各保育園)

3 まとめ

今回の庁外施設定期監査の結果では、その維持管理及び事務処理等は、法令等に基づきおおむね適正に行われていることが確かめられた。引き続き適切な事務執行に努められたい。

なお、指摘事項等に関しては、事務処理方法の認識不足や引継ぎ管理の不十分さに起因していることから、管理監督者においては、規則及びルールが設定された背景や意義等についても分かりやすく理解できる機会を設けるなど、繰り返しの指導徹底に努められたい。

以 上